

前橋市市税条例の改正の専決処分について（報告第 1 号）

市民税課・資産税課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 令和 6 年能登半島地震により所得割の納税義務者が有する住宅、家財等について受けた損失の金額については、その者の選択により、令和 5 年において生じた損失の金額として、令和 6 年度分の個人の市民税について、雑損控除を適用することができるものとする。

イ 令和 5 年中の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者について、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円を令和 6 年度分の個人の市民税及び県民税の所得割の合計額から控除する（定額減税）。

ウ 令和 6 年度分の個人の市民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額及び令和 7 年度分の個人の市民税における公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる所得割の額については、定額減税前の所得割の額とする。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 住宅用地、商業地等及び農地に係る負担調整措置（評価替えに伴う税負担の激変を緩和するため、課税標準額を緩やかに上昇させる措置）を 3 年間延長する。

イ 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、地方税法の特例期間が終了し、廃止されたことに伴い、地方税法地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合を定める規定を削る。

(3) 特別土地保有税

(2) のアに伴い、特別土地保有税の課税の特例期間を 3 年間延長する。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日